

追加情報 2020年(令和2年)以降

平成30年度に所得税の改正があり、2020年(令和2年)以降の所得税から適用されます。所得税に関するおもな改正点は以下のとおりです。授業等で本書を活用されている場合は、差し替えてご使用ください。

また、消費税の改正による税率の変更、軽減税率の適用品目、インボイス等についての情報も挙げておきます。さらに、我が国および諸外国の法人税の税率の変更もご参照ください。

1. 所得税関連

(1) 給与所得控除の改訂

給与所得控除が、2020年(令和2年)以降、一律10万円引き下げられます。なお、給与収入が850万円を超える場合の給与所得控除額については、195万円が上限となります。157頁の表11-2の内容が下記のように変更されます。

表 11-2 給与所得控除表 (改訂)

年間給与収入金額	2019年までの控除額	2020年以後の控除額
162.5万円以下	65万	55万
162.5万円超～180万円以下	給与収入×40%	給与収入×40%-10万円
180万円超～360万円以下	給与収入×30%+18万円	給与収入×30%+8万円
360万円超～660万円以下	給与収入×20%+54万円	給与収入×20%+44万円
660万円超～1000万円以下	給与収入×10%+120万円	給与収入×10%+110万円
1000万円超～	給与収入×5%+170万円	

2020年(令和2年)以降の給与所得控除額については、195万円が上限となります。

また、給与所得控除の改訂にともなう負担増加の緩和策として、(a)特別障害者、(b)23歳未満の扶養親族がいる、(c)特別障害者である配偶者もしくは扶養親族がいる場合、「所得金額調整控除」を給与所得から控除できます。

$$\text{所得金額調整控除} = (\text{給与収入(1000万円が限度)} - 850\text{万円}) \times 10\%$$

(2) 基礎控除の改正

基礎控除額が一律10万円引き上げられるとともに、課税標準が2400万円を超える場合に控除額が減額され、課税標準が2500万円を超える場合には基礎控除が適用できなくなります。162頁の表11-4の内容が下記のように変更されます。

表 11-4 15 種類の所得控除（2020 年（令和 2 年）以後） 基礎控除分

控除の種類	控除金額	内 容										
基礎控除	最高 48 万円	所得を得ている本人の課税標準から控除され、2020年（令和 2 年）以後においては、課税標準額が一定額以上の場合に減額される。 <table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <thead> <tr> <th>課税標準額</th> <th>控除額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>2400 万円以下</td> <td>4 8 万円</td> </tr> <tr> <td>2400 万円超から 2450 万円以下</td> <td>3 2 万円</td> </tr> <tr> <td>2450 万円超から 2500 万円以下</td> <td>1 6 万円</td> </tr> <tr> <td>2500 万円超</td> <td>0 円</td> </tr> </tbody> </table>	課税標準額	控除額	2400 万円以下	4 8 万円	2400 万円超から 2450 万円以下	3 2 万円	2450 万円超から 2500 万円以下	1 6 万円	2500 万円超	0 円
課税標準額	控除額											
2400 万円以下	4 8 万円											
2400 万円超から 2450 万円以下	3 2 万円											
2450 万円超から 2500 万円以下	1 6 万円											
2500 万円超	0 円											

(3) 上での改正にもとなう各種の控除要件等の変更

- 1) 寡婦（寡夫）控除 （生計を一にし、課税標準が 48 万円以下のもの）に変更
- 2) 勤労学生控除 （課税標準が 75 万円以下のもの）に変更
- 3) 配偶者控除 （配偶者で課税標準が 48 万円以下のもの）に変更
- 4) 配偶者特別控除 （48 万円超～133 万円以下）とし、配偶者の課税標準の区分をそれぞれ 10 万円引き上げ。（配偶者特別控除 別表）を参照
- 5) 扶養控除 （生計を一にし、課税標準が 48 万円以下のもの）に変更
- 6) 青色申告特別控除 控除額が 65 万円から 55 万円に変更（事業所得、不動産所得）

よって、3) 配偶者控除および 4) 配偶者特別控除の要件変更に伴い、162 頁の表 11-4 の内容が下記のように変更されます。

表 11-4 15 種類の所得控除（改訂） 配偶者控除・配偶者特別控除分

控除の種類	控除金額	内 容
配偶者控除	最高 38 万円	配偶者で課税標準が 48 万円以下（給与収入では 103 万円以下に相当）のものに適用。夫の課税標準から控除できる。70 歳以上の配偶者の場合には増額となる。 <納税者本人の所得制限の導入> 2018 年以降の所得税から適用され、夫の課税標準によって変動する。（別表参照）
配偶者特別控除	最高 38 万円	配偶者で課税標準が、48 万円超から 133 万円以下のものに適用され、配偶者の課税標準によって変動する。さらに夫側の要件があり、課税標準が 1000 万円以下の場合に段階的に適用され、また配偶者の課税標準によって変動する。 なお、専業主婦および課税標準が 48 万円以下のものには、適用されず、控除額は 0 円である。 （配偶者の課税標準による控除額は別表を参照）

配偶者控除 別表

	控除額	控除額
納税者本人の課税標準	控除対象配偶者	70 歳以上の控除対象配偶者
900 万円以下	38 万円	48 万円
900 万円超 950 万円以下	26 万円	32 万円
950 万円超 1,000 万円以下	13 万円	16 万円
1,000 万円超	0 円	0 円

配偶者特別控除 別表（改訂）

	納税者本人の課税標準				
	～900万円以下	900万円超～ 950万円以下	950万円超～ 1,000万円以下	1,000万円超～	
控除対象配偶者の課税標準	48万円超 ～95万円以下	38万円	26万円	13万円	0円
	～100万円以下	36万円	24万円	12万円	0円
	～105万円以下	31万円	21万円	11万円	0円
	～110万円以下	26万円	18万円	9万円	0円
	～115万円以下	21万円	14万円	7万円	0円
	～120万円以下	16万円	11万円	6万円	0円
	～125万円以下	11万円	8万円	4万円	0円
	～130万円以下	6万円	4万円	2万円	0円
	～133万円以下	3万円	2万円	1万円	0円
133万円超～	0円	0円	0円	0円	

参考

表 11-1 10 種類の課税標準（2020 年（令和 2 年）以降）

課税標準の種類	内 容
給与所得	給与，給料，賃金やボーナス，年俸など，労働の対価として支払われるもので，給与所得控除を差し引いた額が総合課税される。
退職所得	退職一時金，恩給一時金などの退職金を対象で，退職給与控除があり，（退職金収入－退職所得控除額）×1/2 が分離課税される。
利子所得	預貯金や公社債などの利子が 20%の税率で源泉分離課税される。
配当所得	株式の配当金（株式配当も含む）で，元本取得のために負債の利子は控除できる。原則として，他の所得と総合して課税される。ただし，配当所得は，総合課税に代えて，上場株式の配当については 10%（国税 7%，住民税は 3%）の税率で，未上場の株式の配当については 20%の税率で申告分離課税を選択することができる。
不動産所得	土地や建物の貸付による所得で，必要経費（修繕費）は控除できる。正規の簿記の原則により記帳し，期限内に確定申告している場合は，青色申告特別控除（55 万円）を受けることができる。
事業所得	商工業やサービス業などの営業による所得で，必要経費は控除できる。正規の簿記の原則により記帳し，期限内に確定申告している場合は，青色申告特別控除（55 万円）を受けることができる。
山林所得	山林を譲渡して得た所得で，取得，管理，伐採費等の必要経費は控除，特別控除が 50 万円である，分離課税で，5 分 5 乗を適用する。ただし所有期間が 5 年未満のものは事業所得または雑所得として取り扱う。
譲渡所得	不動産，自動車，ゴルフ会員権などの資産を譲渡して得た所得で，譲渡所得＝譲渡価額－取得費－特別控除（50 万円）となる。短期（所有期間 5 年以下）はその全額を，長期（所有期間 5 年超）はその 1/2 が総合課税される。
一時所得	クイズの賞金，競輪・競馬の賞金，生命保険等の満期金，立退料，拾得物の発見者の報奨金，拾得物などで，特別控除額（最高 50 万円）がある。これから必要経費を引いた額の 1/2 が総合課税される。
雑所得	上記の 9 種類以外の所得で，例えば公的年金，私的年金，副収入としての原稿料，印税，講演料など，公的年金等控除額または必要経費を差し引いた額が総合課税される。

表 11-4 15 種類の所得控除 (2020 年 (令和 2 年) 以降)

控除の種類	控除金額	内 容																		
基礎控除	最高 48 万円	所得を得ている本人の課税標準から控除され、2020 年以後においては、課税標準額が一定額以上の場合に減額される。 <table border="1"> <tr> <td>課税標準額</td> <td>控除額</td> </tr> <tr> <td>2400 万円以下</td> <td>4 8 万円</td> </tr> <tr> <td>2400 万円超から 2450 万円以下</td> <td>3 2 万円</td> </tr> <tr> <td>2450 万円超から 2500 万円以下</td> <td>1 6 万円</td> </tr> <tr> <td>2500 万円超</td> <td>0 円</td> </tr> </table>	課税標準額	控除額	2400 万円以下	4 8 万円	2400 万円超から 2450 万円以下	3 2 万円	2450 万円超から 2500 万円以下	1 6 万円	2500 万円超	0 円								
課税標準額	控除額																			
2400 万円以下	4 8 万円																			
2400 万円超から 2450 万円以下	3 2 万円																			
2450 万円超から 2500 万円以下	1 6 万円																			
2500 万円超	0 円																			
配偶者控除	最高 38 万円	生計を一にし、配偶者で課税標準が 48 万円以下 (給与収入では 103 万円以下に相当) のものに適用。夫の課税標準から控除できる。70 歳以上の配偶者の場合には増額となる。さらに、夫側の要件があり、課税標準が 1000 万円以下の場合に段階的に適用され、また配偶者の課税標準によって変動する。 <table border="1"> <tr> <td></td> <td>控除額</td> <td>控除額</td> </tr> <tr> <td>納税者本人の課税標準</td> <td>控除対象配偶者</td> <td>70 歳以上の控除対象配偶者</td> </tr> <tr> <td>900 万円以下</td> <td>38 万円</td> <td>48 万円</td> </tr> <tr> <td>900 万円超 950 万円以下</td> <td>26 万円</td> <td>32 万円</td> </tr> <tr> <td>950 万円超 1,000 万円以下</td> <td>13 万円</td> <td>16 万円</td> </tr> <tr> <td>1,000 万円超</td> <td>0 円</td> <td>0 円</td> </tr> </table>		控除額	控除額	納税者本人の課税標準	控除対象配偶者	70 歳以上の控除対象配偶者	900 万円以下	38 万円	48 万円	900 万円超 950 万円以下	26 万円	32 万円	950 万円超 1,000 万円以下	13 万円	16 万円	1,000 万円超	0 円	0 円
	控除額	控除額																		
納税者本人の課税標準	控除対象配偶者	70 歳以上の控除対象配偶者																		
900 万円以下	38 万円	48 万円																		
900 万円超 950 万円以下	26 万円	32 万円																		
950 万円超 1,000 万円以下	13 万円	16 万円																		
1,000 万円超	0 円	0 円																		
配偶者特別控除	最高 38 万円	配偶者で課税標準が、48 万円超から 133 万円以下のものに適用され、配偶者の課税標準によって変動する。さらに夫側の要件があり、課税標準が 1000 万円以下の場合に段階的に適用され、また配偶者の課税標準によって変動する。なお、専業主婦および課税標準が 48 万円以下のものには、適用されず、控除額は 0 円である。(配偶者の課税標準による控除額は別表を参照)																		
扶養控除	一般扶養親族 38 万円	生計を一にし、課税標準が 48 万円以下のものに適用される。 <table border="1"> <tr> <td>16 歳未満の一般扶養親族</td> <td>0 万円</td> </tr> <tr> <td>特定扶養親族(19 歳以上 23 歳未満)</td> <td>63 万円</td> </tr> <tr> <td>老人扶養親族(70 歳以上)</td> <td>48 万円</td> </tr> <tr> <td>同居老人等の老人扶養親族</td> <td>58 万円</td> </tr> </table>	16 歳未満の一般扶養親族	0 万円	特定扶養親族(19 歳以上 23 歳未満)	63 万円	老人扶養親族(70 歳以上)	48 万円	同居老人等の老人扶養親族	58 万円										
16 歳未満の一般扶養親族	0 万円																			
特定扶養親族(19 歳以上 23 歳未満)	63 万円																			
老人扶養親族(70 歳以上)	48 万円																			
同居老人等の老人扶養親族	58 万円																			
社会保険料控除	支払った保険料全額	公的年金、健康保険等の保険料																		
医療費控除	支払った医療費－保険金による補填額－(課税標準の 5%または 10 万円のどちらか少ない方)	200 万円を限度とし、基本的には、公的保険の医療費および通院費等の診療を受けるために直接必要なものおよび医師の発行した処方箋による薬剤購入または一般の薬の購入費用が対象となる。																		
雑損控除	(損失額－保険金による補填額－所得の 10%) または (災害関連支出－5 万円) のいずれか多い方	生活に必要な資産で、災害、盗難により損害を受けた場合に適用できる。																		
生命保険料控除	支払った保険料により変化	生命保険、個人年金保険、介護保険のそれぞれについて適用される。 <table border="1"> <tr> <td>支払い保険料</td> <td>控除額</td> </tr> <tr> <td>2 万円以下</td> <td>支払い保険料の全額</td> </tr> <tr> <td>2 万円超～4 万円以下</td> <td>2 万円+(保険料－2 万円)×1/2</td> </tr> <tr> <td>4 万円超～8 万円以下</td> <td>3 万円+(保険料－4 万円)×1/4</td> </tr> <tr> <td>8 万円超</td> <td>4 万円</td> </tr> </table>	支払い保険料	控除額	2 万円以下	支払い保険料の全額	2 万円超～4 万円以下	2 万円+(保険料－2 万円)×1/2	4 万円超～8 万円以下	3 万円+(保険料－4 万円)×1/4	8 万円超	4 万円								
支払い保険料	控除額																			
2 万円以下	支払い保険料の全額																			
2 万円超～4 万円以下	2 万円+(保険料－2 万円)×1/2																			
4 万円超～8 万円以下	3 万円+(保険料－4 万円)×1/4																			
8 万円超	4 万円																			
地震保険料控除	地震保険料・損害保険料の金額の合計額 (最高 5 万円)	原則として保険期間が 10 年以上で、その年中に支払った地震保険料・損害保険料が対象となる。																		
寄付金控除	控除額＝特定寄付金の額－2000 円	特定寄付金は、国、地方公共団体や公益法人、NPO 法人のうち国税庁長官の承認を受けたもの、政党への寄付金が対象となる。																		
小規模企業共済等掛金控除	支払った保険料全額	中小企業基盤整備機構と結んだ共済契約の掛金																		
寡婦控除	27 万円	死別・離婚の後で、再婚をしていないもののうち、老年者でない扶養親族 (生計を一にし、所得が 48 万円以下のもの) がいる場合に適用される。課税標準が 500 万以下で扶養親族である子どもがいる場合には、35 万円となる。																		
寡夫控除	27 万円	死別・離別で、再婚をしていないもののうち、老年者でない扶養親族 (生計を一にし、所得が 48 万円以下のもの) がいて、課税標準が 500 万円以下の場合に適用される。																		
勤労学生控除	27 万円	本人が学生で、給与所得等を得ており、給与所得以外の所得が 10 万以下で、課税標準が 75 万以下のものに適用される。																		
障害者控除	27 万円	本人が障害者または控除対象配偶者、扶養親族が障害者である場合に適用される。特別障害者は、75 万円が控除できる。																		

2. 消費税関連

(1) 消費税の税率の改正

2019年（令和元年）の10月から消費税の税率（標準税率）の引き上げが行われるとともに、飲食料品と新聞に対して軽減税率が適用されました。それぞれの税率は表Aのようになっています。

表A 2019年（令和元年）10月以降の消費税の税率

	2019年 9月30日まで	2019年10月1日以後	
	標準税率	標準税率	軽減税率
消費税率	6.3%	7.8%	6.24%
地方消費税率	1.7%	2.2%	1.76%
合計	8.0%	10.0%	8.0%

(2) 軽減税率の対象品目

(a) 飲食料品 食品表示法に規定される食品（酒類は除く）

一定の一体資産を含むが、外食やケータリング等は除かれる。

なお、食品と食品以外の資産を一体として販売するものは「一体資産」といわれ、以下の2つの要件を満たす場合には、食品以外の資産を含めた全体が軽減税率の対象

(1) 一体資産の販売価格（税抜価額）が1万円以下であること

(2) 一体資産の販売価格に含まれる食品の価額が全体の3分の2以上であること

(b) 新聞 定期購読契約に基づくもので、週2回以上発行されるもの

図A 軽減税率の対象となる飲食料品の範囲



出所： 国税庁「消費税軽減税率制度の手引き」

(3) インボイス（適格請求書）の概要

2023年（令和5年）10月から、我が国の消費税もインボイス方式に移行します。このときインボイスとして「適格請求書」の発行と保存が義務付けられます。それまでの4年間の経過措置として、記載事項を簡素化した簡易インボイスとして、「区分記載請求書」の発行と保存が必要となります。

区分記載請求書は、①および③のように軽減税率が適用される取引を明示し、②で税率ごとの取引金額の合計額を記載するものです。なお、区分記載請求書では消費税額の記載までは必要ありません。①②③は、図Bでの①②③に対応しています。

図B 区分記載請求書の記載例と注意点（2023年（令和5年）10月まで）

請求書		
株式会社〇〇御中		XX年11月30日
11月分 131,200円(税込)		
日付	品名	金額
11/1	小麦粉 ※①	5,400円
11/1	キッチンペーパー	2,200円
11/2	牛肉 ※①	10,800円
⋮	⋮	⋮
合計		131,200円
②	10%対象	88,000円
	8%対象	43,200円
※は軽減税率対象品目 ③		
△△商事株式会社		

- ① 軽減税率対象品目には「※」などを記載
- ② 税率ごとに合計した課税資産の譲渡等の対価の額（税込み）を記載
- ③ 「※」が軽減税率対象品目であることを示すことを記載

出所：国税庁「消費税軽減税率制度に関するQ&A（制度概要編）」

一方、図Cの適格請求書では、③の軽減税率適用取引の明示、④の税率ごとの取引金額の合計額に加えて、①の登録番号を請求書に記載し、⑤で税率ごとの消費税額の記載も義務付けられます。なお、課税事業者でなければ、登録を受けることができません。登録のためには、2021年10月1以降に税務署への申請が必要です。また、①②③などは、図Cでの①②③などに対応しています。

図C 適格請求書の記載例と注意点（2023年（令和5年）10月以降）

請求書			△△商事株式会社	
株式会社〇〇御中		登録番号 T12345...	東京都.....	
11月分 131,200円		登録番号 T12345...	登録番号 T12345...	
XX年11月30日				
日付	品名	金額		
11/1	魚 ※	5,000円		
11/1	豚肉 ※	10,000円		
11/2	タオルセット	2,000円		
⋮	⋮	⋮		
合計		120,000円	消費税	11,200円
④		10%対象 80,000円	消費税	8,000円
		8%対象 40,000円	消費税	3,200円
⑤ 適用税率及び消費税額等の記載 ※ 軽減税率対象 ③				

スーパー〇〇		
東京都.....		登録番号 T12345...
XX年3月1日		
領収証		
ヨーグルト※	1	¥108
カップラーメン※	1	¥216
ペットフード	1	¥550
合計		¥874
8%対象		¥324 (内消費税額 ¥24)
10%対象		¥550 (内消費税額 ¥50)
お預り		¥1,000
※ 軽減税率対象 お釣		¥126

出所： 国税庁「消費税軽減税率制度の手引き」

3. 法人税関連

(1) 法人税率の改正

2016年(平成28年)に法人税法の改正があり、2018年(平成30年)4月以降の事業開始年度の法人税の税率は、以下のように改められました。

表 15-1 法人税の税率 (2020年現在)

区分	資本金	適用		税率
普通法人	資本金1億円以下	年800万円以下の部分	下記以外の法人	15%
			適用除外業者	19%
		年800万円超の部分		23.2%
	資本金1億円超過			23.2%
公益法人等		年800万円以下の部分		15%
		年800万円超の部分		19%
協同組合等		年800万円以下の部分		15%
		年800万円超の部分		19%

適用除外業者とは、3年間の所得金額の年平均額が1.5億円を超える法人等

(2) 諸外国の法人税率の変更

諸外国においても、法人税の税率の改定が行われています。主要国の法人税の税率は、以下のように改められました。

表 15-3 主要国の配当に係る・・・ (2020年現在)

	日本	アメリカ	イギリス	ドイツ	フランス
法人段階	法人税率 23.2%	法人税率 21%	法人税率 17%	変更無し	法人税率 25% (中小企業は 15%) (2022年以降)

なお、フランスでは、2022年までに以下のように段階的な法人税の引き下げが予定されています。

	基本税率	中小の軽減税率
2020年	28%	15%
2021年	26.5%	15%
2022年	25%	15%

以上.